

③介護保険負担限度額認定申請における注意事項

【申請時に必要な書類等】

- 1) 介護保険負担限度額認定申請書
- 2) 本人・配偶者の預貯金等の資産の額が分かる添付書類
 - ① 申請書と添付書類を**ホチキス留め**してください。
 - ② 添付書類は**A4判の両面コピー**にしてください。
 - ③ 預貯金（普通預金・定期預金）のコピー
 - ・通帳及び証書を複数所持している場合は、**全てのコピー**が必要です。
 - ・通帳のコピーは、記帳した上で、銀行名・支店名・名義・口座番号（※1）、申請日から少なくとも2ヵ月分の取引の内容が分かる部分（※2）をコピーしてください。
 - ※1 通帳の表紙もしくは、表紙をめくり口座名義等記載のある箇所（上下とも）
 - ※2 該当全ページ（上下とも）
 - ※3 一つの通帳で定期預金の記載もある場合には、「※2」と同様の写し
 - ※4 インターネットバンクであれば、口座残高がわかるものの写し
 - ・全ての預貯金（普通預金・定期預金）の残高を計算し、合計金額を申請書に記載してください。

〔☆通帳を紛失されている場合には、銀行等に取引内容が分かる書類の発行の可否を確認してください。（紛失時は、追加で書類を添付していただくこともあります。）〕

※ 申請に必要となる預貯金等の資産（一覧）

申請に必要となる資産の種類	必要に応じて添付する書類
預貯金（普通・定期）	③ をご参照ください。
有価証券、投資信託	証券会社や銀行、信託銀行の口座名義と残高の記載箇所の写し ※ウェブサイトの写しでも可能です。
金・銀（積立購入を含む）等、 購入先の口座残高によって時価 評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座名義等と口座残高の記載箇所の写し ※ウェブサイトの写しでも可能です。
現金(タンス預金も含む)	添付書類なし。 自己申告で申請書に金額を記入してください。
負債（借入金・住宅ローン）	借用書などの写し ※預貯金額等から負債額を差し引いた結果で判定します。

〔※預貯金等の資産に含まれないもの
・生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属など
・絵画、骨董品、家財など〕

【負担軽減の対象となるサービス】

- 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設（介護予防）短期入所生活介護・（介護予防）短期入所療養介護が負担軽減の対象となります。
- 負担軽減を受けるためには、申請に基づき発行された「介護保険負担限度額認定証」を利用している施設、またはケアマネジャーに提示してください。
- なお、通所系のサービス・有料老人ホーム・グループホーム・小規模(看護)多機能型居宅介護等を利用した際の食費・居住費（滞在費）については、軽減の対象なりません。

【注意事項】

- 1) 生活保護受給者、境界層該当者については、添付書類は必要ありません。
- 2) 負担限度額認定証の有効期間は申請のあった月の1日から翌年（1月以降の申請の場合は同年）7月31日までです。
- 3) 一度申請して非該当であっても、その後世帯構成・所得状況・預貯金額等が変更になった場合には再度の判定が可能です。その際は、再申請してください。
- 4) 年度途中において税更正等が行われた場合は、さかのぼって利用者負担段階を変更する場合があります。
- 5) 成年後見人等が代理申請する場合には、代理申請欄への記入をお願いします。
- 6) **申請は強制ではありません。** 対象となる条件をご確認の上、必要に応じて申請してください。

④介護保険負担限度額認定申請書チェックリスト

☆申請書を提出する前に、以下の項目について確認をお願いします。

- 新規・更新のいずれかを○で囲んでいますか？
 - 年度の切り替えのため、申請書を事前に提出する場合（8月からの利用分を6・7月中に事前の申請をする場合）、事前申請欄に□を入れていますか？
 - 被保険者氏名欄に押印はありますか？(代筆の場合のみ)
 - 介護保険施設に入所(院)している場合、施設の所在地、名称、入所(院)年月日を記入していますか？
 - 認定証等について、施設または代理申請者へ郵送を希望する場合、チェックを記入していますか？(施設の場合は入所施設記入欄へ、代理申請者へ郵送希望の場合は申請書【※】へ送付先を記入)
 - 配偶者の有無に○を記入していますか？
 - 配偶者が「有」の場合、「配偶者に関する事項」欄を漏れなく記入していますか？
 - 遺族年金または障害年金を受給している場合、受給している年金を○で囲んでいますか？(受給が不明の場合は空欄で構いません)
 - 「預貯金等に関する申告」欄にチェックし、預貯金額、有価証券、その他の欄に金額を記入していますか？
- ※預貯金等の金額が〇円の場合でも、「〇」の記入をお願いします。
※他の欄に金額を記入する場合、()内に現金・負債等を記入してください。
- 添付書類の漏れはありませんか？(被保険者、配偶者の預貯金等の写し)

【被保険者(配偶者がいる場合は(内縁関係も含む)同様の添付書類が必要

- 普通預金通帳(ネット口座含む)
- 定期預金通帳(証書(ネット口座含む))
- 有価証券の口座・取引残高がわかる書類
- 負債がわかる書類

【お問い合わせ】

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1
弘前市 福祉部 介護福祉課 介護給付係
電話：0172-40-7071（直通）
FAX：0172-38-3101